

(I13) 表彰等に係る賞金の取扱い規則

〔平成30年11月16日 制 定 〕

【制定の趣旨】

現在、本会が行うコンクール、コンペティションなどにおいて賞金を設ける場合の規定が無く、新たにその取扱いを定めるものである。

(総則)

- 第1条 本規則は、公益社団法人土木学会（以下「学会」という。）が行う表彰、各種コンクール等事業（以下「表彰等事業」という。）に適用する。
- 2 本規則でいう賞金には現金のほか、商品券、旅行券などの金券、高額な商品を含む。

(目的)

- 第2条 本規則は、学会が行う表彰等事業における賞金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

- 第3条 本規則の適用範囲は、細則第8条（1）に規定する公益目的事業に係る委員会が実施する表彰等事業を対象とする。

(決議)

- 第4条 表彰等事業において賞金を設ける場合は、募集告知前に事業計画、予算案について、理事会の承認を得なければならない。
- 2 授賞の決定、ならびに賞金の支出については、理事会に報告するものとする。

(原資)

- 第5条 賞金の支出に一般会計の資金を充ててはならない。

(規則の変更)

- 第6条 この規則の変更は、理事会において行う。

(附則)

- 附則（平成30年11月16日理事会議決） この規則は、平成30年11月16日から施行する。